

(写)

10年保存

機密性 1

令和6年4月1日から 令和16年3月31日まで

基賃発 0205 第1号
令和6年2月5日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局
賃金課長

日本標準産業分類の改定に伴う特定最低賃金の取扱いについて

特定最低賃金の適用対象業種の範囲については、平成25年10月改定の日本標準産業分類（以下「旧産業分類」という。）に基づいて定めているところであるが、今般、総務省において、令和5年6月16日の統計委員会答申を踏まえ、日本標準産業分類の改定に係る告示（同年7月27日総務省告示第256号。別添1参照。以下「新産業分類」という。）がなされ、令和6年4月1日から施行されることとされている。

については、今般の改正に伴う今後の特定最低賃金の取扱いについて、下記のとおりとするので、遺漏なきを期されたい。

記

1 日本標準産業分類の改定の概要等

(1) 日本標準産業分類の改定の概要

新産業分類の概要は、別添2のとおり「百貨店」、「総合スーパーマーケット」、「均一価格店」等の分類項目の新設、名称変更による「砂糖・でんぷん糖類製造業」等の設定、「,」（カンマ）の「,」（読点）への修正等であること。

(2) 新産業分類の特定最低賃金に対する影響

このうち、現在設定されている特定最低賃金において、新産業分類における分類項目の新設、再編及び名称の変更が行われる主な産業は次のとおりであること。

- ① 糖類製造業
- ② 各種商品小売業
- ③ 百貨店、総合スーパー

また、これらの産業について、新産業分類における変更内容は次の表のとおりであること。

<旧産業分類>

中分類	小分類	細分類	項目名
09			食料品製造業
	095		糖類製造業
56			各種商品小売業（従業者が常時50人未満のもの）
	561	5611	百貨店，総合スーパー
	569	5699	その他の各種商品小売業
58			飲食料品小売業
	589	5891	コンビニエンスストア
60			その他の小売業
	603	6031	ドラッグストア
	609	6091	ホームセンター



<新産業分類>

中分類	小分類	細分類	項目名	変更内容
09			食料品製造業	
	095		砂糖・でんぷん糖類製造業	名称変更
56			各種商品小売業	
	561	5611	百貨店	「百貨店，総合スーパー」を分割して新設
	562	5621	総合スーパーマーケット	
	563	5631	コンビニエンスストア	移動
	564	5641	ドラッグストア	移動
	565	5651	ホームセンター	移動
	566	5661	均一価格店	新設
	569	5699	その他の各種商品小売業	名称変更

このほか、「,」（カンマ）が「.」（読点）に修正されたことに伴い、特定最低賃金の件名及び適用対象業種の範囲の表示について改正が必要であること（例えば、旧産業分類における「管理，補助的経済活動を行う事業所」、E313「船舶製造・修理業，船用機関製造業」等）。

2 令和6年度以降の特定最低賃金の改正、新設、廃止の申出及び決定における取扱い

(1) 特定最低賃金の改正の申出及び決定

ア 改正の申出

特定最低賃金の改正の申出における件名及び適用対象業種の範囲については、当該申出に係る既設の特定最低賃金において定めている旧産業分類に基づくものとする。

この場合の申出の受付に際しては、当該申出に係る既設の特定最低賃金の適用対象業種の範囲を変更しようとするものではないことを確認すること。

イ 改正の決定

改正の決定における件名及び適用対象業種の範囲については、新産業分類に基づくものとし、新産業分類に基づき既設の特定最低賃金の件名表示又は適用対象業種の範囲に係る表示を改める必要があるものについては、最低賃金審議会における審議を経て、当該新産業分類に基づく件名表示又は適用対象業種の範囲に係る表示を決定すること。

(2) 特定最低賃金の新設の申出及び決定

特定最低賃金の新設の申出及び決定は、新産業分類に基づくものとする。

なお、既設の特定最低賃金の適用対象業種の範囲の変更を伴う申出である場合には、その変更が適用対象業種の範囲の拡大又は縮小のいずれであっても新設の申出となり、新設の要件を満たすことが必要であることに留意すること。

(3) 特定最低賃金の廃止の申出及び決定

特定最低賃金の廃止の申出及び決定における件名及び適用対象業種の範囲については、旧産業分類に基づくものとする。

3 地方最低賃金審議会委員及び関係労使への説明

新産業分類に基づく特定最低賃金の改正等が円滑に行われるよう、地方最低賃金審議会各委員及び関係労使に対して、機会をとらえて上記1及び2について説明すること。

また、新産業分類により行われた分類項目の新設等に係る産業の関係労使から特定最低賃金の新設に関する相談等があった場合にも同様に説明すること。

※ 別添1-1抜粋添付

※ 別添1-2及び別添2は添付省略

○総務省告示第百五十六号

統計法（平成十九年法律第五十三号）以下「法」という。第二十八条第一項の規定に基づき、法第二十九条に規定する統計基準として、産業に属する分類を次のように定め、令和六年四月一日から施行し、同日以後に作成する公的統計（法第二十九条第三項に規定する公的統計をいう。）の表示に適用する。ただし、施行日前に作成する公的統計の表示であっても、この告示による分類に準ずることがある。

平成三十五年総務省告示第百五十五号は、令和六年三月三十一日限り廃止する。
令和五年七月二十七日

総務大臣 松本 剛毅

- 1 統計基準の名称 日本標準産業分類
- 2 日本標準産業分類を設定する目的 公的統計を産業別に表示する場合において、当該公的統計の統一性と総合性を確保し、利用の向上を図ることを目的とする。
- 3 日本標準産業分類の内容

第 1 章 一般原則

第 1 項 産業の定義

日本標準産業分類（以下「本分類」という。）における産業とは、財又はサービスの生産と供給において類似した経済活動を統合したものであり、実質上は、同種の経済活動を営む事業所の集合体と定義される。これには、営利事業と非営利事業がともに含まれるが、家計における主に自家消費のための財又はサービスの生産と供給は含まれない。

第 2 項 事業所の定義

本分類における事業所とは、経済活動の場所的単位であり、原則としてその経済活動に次の二つの要件が備わっているものをいう。

- (1) 単一の経営主体により、一区画を占めて行われていること。
- (2) その区画において、人及び設備を有して継続的に行われていること。

具体的な事業所とは、例えば、工場、製作所、事務所、営業所、商店、飲食店、旅館、娯楽場、学校、病院、役所、駅、飲食所、農家等と呼ばれるものである。

区画を識別する際には、一以上の経営主体が一定の場所において経済活動を行っている場合、その場所を一構内とした上で、一構内における経済活動が単一の経営主体によるものであればそれを一区画とし、複数の経営主体によるものであれば経営主体ごとにそれぞれを一区画とする。

このように区画を識別し難い場合には、売上台帳や現金台帳等の経済活動に関する帳簿（以下「経営諸帳簿」という。）により区別できる範囲を一区画とみなすことがあり、例えば、道路等により隔てられた二つ以上の近接する場所において単一の経営主体により経済活動が行われている場合には、それぞれを別の区画とすることが基本である。しかし、経営諸帳簿によりそれぞれの場合を区別して扱うことができない場合には、経営諸帳簿により区別できる範囲を一区画とみなすことがある。

他方、経済活動の行われる態様は、多種多様なものがあることから、便宜上、次のように取り扱う場合がある。

- (1) 経済活動が一定の場所で行われず、他に特定の事業所を持たない移動販売や個人タクシー等の場合は、事業主の住居を事業所とする。
 - (2) 事業者と雇用契約を結ばず、主に住居において個人で経済活動に従事する場合は、本人の住居を事業所とする。
 - (3) 日々従業員が異なり、貸金台帳も備えられていないような品所、派出所等は、場所が離れていても原則として別の事業所とせず、それらを管理する事業所に含めて一事業所とする。
 - (4) 農地、山林、海面等で行われる農・林・漁業の経済活動については、その場所を事業所とせず、それらの活動を管理している事務所、営業所又は事業主の住居を事業所とする。
- なお、農・林・漁業の場合、一構内（屋敷内）に店舗、工場等を有し、そこで農・林・漁業以外の経済活動が行われている場合は、別にそれらの事業所があるものとする。

- (5) 建設工場の行われている現場は事業所とせず、その現場を管理する事務所（個人経営等で事務所を管理しない場合は、事業主の住居）に含めて一事業所とする。
- (6) 鉄道業において、一構内に幾つかの組織上の機関（保線区、機関区等）がある場合は、その機関ごとに一事業所とする。ただし、駅、区等の機関で駅長、区長等の管理責任者が置かれていない場合は、その管理責任者のいる機関に含めて一事業所とする。

- (7) 一構内に二つ以上の学校が併設されている場合は、学校の種類ごとに別の事業所とする（この場合の学校とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校、専修学校又は各種学校とする。）。なお、教育以外の事業を営んでいる経営主体が、同一構内に学校を経営している場合は、その学校は、教育以外の事業所とは別の事業所とする。

- (8) 国、地方公共団体については、法合に基づいて設置される独立した一つの機関を一事業所として扱う。また、国、地方公共団体が行う公営企業、公営競技の事業等については、当該企業、事業等を行う機関ごとに一事業所とする。
- (9) 統計調査の目的によっては、役員等は存在するが、設備を専有していない法人等の場合に、登記上の所在地を事業所とみなす。

以上のほか、事業所の有無を確定することか困難な場合、統計調査によっては事業所の取扱いに若干の相違が生じることがある。例えば、住居で経済活動が行われている場合は、次のように取り扱うことがある。

- ア 住居に事業所があるものとする。
- イ 事業主からの収入が収入の主な部分を占めている場合に限り、住居に事業所があるものとする。
- ウ 雇用者のある場合に限り、住居に事業所があるものとする。

エ 看板類等の社会的標準のある場所に限り、住居に事業所があるものとする。また、特定の元請業者の下で多くの下請がなされている場合、下請の事業所をその元請業者の下に一括する場合がある。

第3項 分類の基準
本分類は、事業所で行われる経済活動、すなわち産業を主として以下のよな分類の基準に着目して区分し、体系的にまとめたものである。

- (1) 生産に投入される財又はサービスの種類
- (2) 財又はサービスの生産方法 (設備又は技術等)
- (3) 生産される財又はサービスの特徴 (用途又は機能)

なお、本分類は、統計調査の対象となる産業の範囲の確定、統計調査の結果の産業別表等に用いられるものである。

第4項 分類の構成
本分類の構成は、大分類、中分類、小分類及び細分類から成る4段階の階層とする。

また、分類項目名以外による本分類の各階層の記載に当たっては、大分類項目をアルファベットにより表記するほか、中分類項目を2桁、小分類項目を3桁、細分類項目を4桁の分類番号によりそれぞれ表記する。

第5項 分類の適用単位
本分類を適用する単位は、第2項の事業所の定義に示す事業所である。

他方、経済センサス等において、企業等(主として、経済活動を行う会社や法人、個人経営の事業主)を単位とし、その企業等を産業別に分類しようとする場合には、本分類を適用することができる。なお、国勢調査等において、個人を単位として本分類を適用しようとする場合には、その個人に属する事業所に本分類を適用することにより、それを行うことができる。

第6項 事業所の分類に際しての産業の決定方法

本分類により事業所の産業を決定する場合は、事業所で行われている経済活動による。

本分類における経済活動とは、生産又は販売する財及び自企業内も含めた他事業所又は消費者に提供されるサービスを細分類項目でとらえたものである。なお、その事業所の本来の経済活動以外の一時的な要因によるものは除くものとする。

産業の決定においては、一事業所内で単一の分類項目に該当する経済活動が行われている場合は、その経済活動によって決定するが、複数の分類項目に該当する経済活動が行われている場合は、主要な経済活動とは、これら複数のうち、生産される財、取り扱われる商品又は提供されるサービスに帰属する付加価値によって決定されるのが最良である。ただし、個々の付加価値の情報を入手するのは実際上困難な場合があり、このような場合には、付加価値を代理する指標として、生産される財の産出額、取り扱われる商品の販売額、提供されるサービスからの収入額等、又はこれらの活動に要した従業員数等を用いることとし、産業はこれらの中で最も大きな割合を占める活動によって決定する。(注)

注 事業所の産業をこの産業分類に適用(格付)する場合、上位分類から順次下位分類へと適用する。特に、一事業所において複数の分類項目に該当する経済活動を行っている場合は、まず、それらの経済活動を大分類ごとにまとめ、付加価値等の最も大きいものによって大分類を決定する。次に決定された大分類に該当する経済活動の中分類ごとにまとめ、その付加価値等の最も大きいものによって中分類を決定し、以下同様の方法で小分類、細分類を決定する。なお、農・林・漁業に対する販売又は買入サービス等の提供は、一般消費者世帯に対するものと同様に扱われるものとする。

また、事業転換、休業中、設立準備中等の事業所の産業は、次のように取り扱う。

- (1) 1年以内の事業の転換が行われた事業所については、原則として転換後の事業を主要な経済活動とする。しかし、転換前の一時的な活動であって、設備等からみて転換前の事業に復帰することが可能であれば、転換前の事業を主要な経済活動とする場合がある。
- (2) 季節によって定期的に事業を転換する場合、調査期日に行う事業とは関係なく、1年間を通じての主要な経済活動とする。

(3) 休業中又は清算中の事業所の産業は、休業又は清算に入る前の経済活動によって決定する。

(4) 設立準備中の事業所は、開始する経済活動によって決定する。

以上が事業所の産業を決定する場合の原則的な方法であるが、主として管理事務を行う本社、支社等の産業、同一経営主体の事業所のみを対象として支援業務を行う事業所及び持株会社といわれる事業所の産業は、次のように取り扱う。

(1) 主として管理事務を行う本社、支社、支所等の産業は、原則として、管理する全事業所を通じての主要な経済活動に基づき、その経済活動が分類されるべき産業中分類に設けられている小分類「管理、補助的経済活動」の該当項目に分類する。

なお、全事業所を通じての主要な経済活動に基づき分類すべき産業中分類に小分類「管理、補助的経済活動」を行う事業所に該当する分類項目がない場合は、主要な経済活動と同一の分類項目に分類する。

(2) 同一経営主体の下にある事業所を対象として、輸送、保管、清掃、修理、整備、保安等の支援業務を行う事業所については、経営主体の主たる経済活動によって分類されるべき産業中分類に設けられている小分類「管理、補助的経済活動」を行う事業所の該当項目に分類する。

なお、主たる経済活動を行う事業所の産業が分類されるべき産業中分類に小分類「管理、補助的経済活動」を行う事業所に該当する分類項目がない場合は、主要な経済活動と同一の分類項目に分類する。

(3) 会社として事業活動を行う一方、経営権を取得した子会社に対する管理機能を保持し、いわゆる純粋持株会社である事業所は、当該事業所の主たる経済活動が会社の管理業務を行う本社の場合に準じて産業を決定するが、会社としての事業活動を行わず、経営権を取得した会社に対する管理機能(経営戦略の立案・推進、経営の管理・指導、経営資源の最適配分等)を持つ、いわゆる純粋持株会社である事業所は、大分類「L—学術研究、専門・技術サービス業」の「純粋持株会社(7282)」に分類する。

(4) 上述の場合以外は、原則としてそこにおいて行われている主要な経済活動によって決定する。

第7項 公務の範囲
本分類は、経済活動の範囲による分類であって、公営、民営を問わず同一の経済活動は同一項目に分類される。本分類における公務の分類には、国又は地方公共団体の機関のうち、国会、裁判所、国の行政機関及びその地方支分部局のほか、都道府県庁、市役所、町村役場及びそれらの地方の事務所等において、立法事務、司法事務又は行政事務を担う機関の事業所が分類される。

ただし、公務以外の産業と同様の業務を行う事業所は、公務以外のそれぞれ産業に分類される。

第2章 分類項目表

第1項 大分類項目表

大分類 A	農業、林業
大分類 B	漁業
大分類 C	鉱業、採石業、砂利採取業
大分類 D	建設業
大分類 E	製造業
大分類 F	電気・ガス・熱供給・水道業
大分類 G	情報通信業
大分類 H	運輸業、郵便業
大分類 I	卸売業、小売業
大分類 J	金融業、保険業
大分類 K	不動産業、物品賃貸業
大分類 L	学術研究、専門・技術サービス業
大分類 M	宿営業、飲食サービス業
大分類 N	生活関連サービス業、娯楽業
大分類 O	教育、学習支援業
大分類 P	医療、福祉
大分類 Q	複合サービス業
大分類 R	サービス業(他に分類されないもの)
大分類 S	公務(他に分類されるものを除く)
大分類 T	分類不能の産業

大・中・小・細分類項目表	
大分類	A 農業、林業
010	0100 管理、補助的経済活動を行う事業所(01 農業)主として管理事務を行う本社等
010	0109 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所
011	0111 耕種農業
011	0112 水作農業
011	0113 水作以外の耕作農業
011	0114 野菜作農業(きのこ類の栽培を含む)
011	0115 果樹作農業
011	0116 花き作農業
011	0117 ばれいしよ・かんしよ作農業
012	0119 その他の耕種農業
012	0121 畜産農業
012	0122 肉用牛生産業
012	0123 養鶏業
012	0124 養豚業
012	0125 畜産類似業
012	0126 養蚕農業
012	0129 その他の畜産農業
013	0131 農薬サービスマ(園芸サービスマを除く)
013	0132 製作サービスマ
013	0133 野菜作・果樹作サービスマ
013	0134 製作、野菜作・果樹作以外の耕種サービスマ(畜産を除く)
014	0141 園芸サービスマ
020	0200 管理、補助的経済活動を行う事業所(02 林業)主として管理事務を行う本社等
020	0209 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所
021	0211 育林業
022	0221 森林生産業
023	0221 森林生産業
023	0231 特用林産物生産業(きのこの栽培を除く)
023	0239 その他の特用林産物生産業(きのこの栽培を除く)
024	0241 林業サービスマ
024	0242 育林サービスマ
024	0243 森林生産サービスマ
029	0249 その他の林業サービスマ
029	0299 その他の林業
030	0300 管理、補助的経済活動を行う事業所(03 漁業)本社等
030	0309 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所
031	0311 底びき網漁業
031	0312 まき網漁業
031	0313 刺網漁業
031	0314 釣・はえ網漁業
031	0315 定置網漁業
031	0316 地びき網・船びき網漁業
031	0317 採貝・採藻業
031	0318 捕鯨業
031	0319 その他の海面漁業
032	0321 内水面漁業
032	0321 内水面漁業
040	0400 管理、補助的経済活動を行う事業所(04 水産養殖業)本社等
040	0409 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所
041	0411 海面養殖業
041	0412 魚類養殖業
041	0413 貝類養殖業
041	0414 貝類養殖業
041	0415 種苗養殖業
042	0419 その他の海面養殖業
042	0421 内水面養殖業
042	0421 内水面養殖業
050	0500 管理、補助的経済活動を行う事業所(05 鉱業)本社等
050	0509 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所
051	0511 金・銀鉱業
051	0512 銅・亜鉛鉱業
051	0513 鉄鉱業
051	0519 その他の金属鉱業
052	0521 石灰鉱業(石灰運別業を含む)
052	0522 亜硫酸業
053	0531 原油・天然ガス鉱業
053	0531 原油・天然ガス鉱業
053	0532 天然ガス鉱業
054	0541 探石業、砂・砂利・玉石採取業
054	0541 花こう岩・同類似岩石探石業
054	0542 石英類面岩・同類似岩石探石業
054	0543 安山岩・同類似岩石探石業
054	0544 大理石探石業
054	0545 きょう灰岩探石業
054	0546 砂岩探石業
054	0547 粘板岩探石業
054	0548 砂・砂利・玉石採取業
054	0549 その他の探石業、砂・砂利・玉石採取業
055	0551 炭素原料用鉱物(耐火物、耐火材料用を除く)
055	0552 耐火粘土鉱業
055	0553 ろう石鉱業
055	0554 フロライト鉱業
055	0555 長石鉱業
055	0556 けい石鉱業
055	0557 天然けい砂鉱業
055	0557 石灰石鉱業
055	0557 その他の炭素原料用鉱物
059	0591 その他の鉱業
059	0592 酸性白土鉱業
059	0593 ペントナイト鉱業
059	0594 けいそう土鉱業
059	0594 滑石鉱業
059	0599 他に分類されない鉱業
060	0600 管理、補助的経済活動を行う事業所(06 総合工事業)本社等
060	0609 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所
061	0611 主として管理事務を行う本社等
061	0611 土木工事業(舗装工事業を除く)
061	0611 一般土木建築工事業
061	0611 土木工事業(舗装工事業を除く)
062	0621 土木工事業(例境を除く)
062	0622 造園工事業
062	0623 しゆんせつ工事業
063	0631 舗装工事業
063	0631 建築工事業(木造建築工事業を除く)
064	0641 建築工事業(木造建築工事業を除く)
064	0641 建築工事業(木造建築工事業を除く)
065	0651 木造建築工事業
065	0651 建築リフォーム工事業
066	0661 建築リフォーム工事業

283	2831	記録メディア製造業 半導体メモリメディア製 造業	2832	光電子デバイス・磁気デバイ ス・磁気テープ製造業	284	2841	電子回路製造業	2842	電子回路基板製造業	285	2851	電源ユニット・高周波ユ ニット製造業	2852	その他のユニット部品製 造業	289	2899	その他の電子部品・子バ イス・電子回路製造業	290	管理、補助的経済活動を行 う事業所(29 電気機 械器具製造業)	291	2911	発電用・送電用・配電用 電気機械器具製造業	2912	発電機・電動機・その他 の回転電気機械製造業	2913	電力開閉装置製造業	2914	配電盤・電力制御装置製 造業	2915	配線器具・配線附属品製 造業	292	2921	電気管線製造業	2922	内燃機関電装品製造業	2923	電気炉・電熱装置製造業	2929	その他の産業用電気機械 器具製造業(車両用、船 舶用を含む)											
293	2931	民生用電気機械器具製造 業	2932	ちゅう房機器製造業	2933	空調・住宅関連機器製造 業	2939	衣料衛生関連機器製造業	294	2941	電球製造業	2942	電気照明器具製造業	2951	電池製造業	2952	一次電池(乾電池、湿電 池)製造業	296	2961	電子応用装置製造業	2962	X線装置製造業	2969	医療用電子応用装置製造 業	297	2971	電気計測器製造業	2972	電気計測器製造業(別掲 を除く)	2973	工業計器製造業	2979	医療用計測器製造業	2999	その他の電気機械器具製 造業	30	3000	管理、補助的経済活動を行 う事業所(30 情報通 信機械器具製造業)	3001	その他の管理、補助的経 済活動を行う事業所	3009	通信機械器具・同関連機 械器具製造業	3011	有線通信機械器具製造業	3012	無線通信機械器具製造業	3013	無線通信機械器具製造業	3014	ラジオ受信機・テレビ ジョン受信機製造業
302	3021	ビデオ機器製造業	3022	デジタルカメラ製造業	3023	電気音響機械器具製造業	3031	電子計算機・同附属装置 製造業	303	3031	電子計算機製造業(パー ソナルコンピュータを除 く)	3032	ハードウェア製造業	3033	外部記憶装置製造業	3034	印刷装置製造業	3035	表示装置製造業	3039	その他の附属装置製造業	31	3100	管理、補助的経済活動を行 う事業所(31 輸 送用機械器具製造業)	3109	その他の管理、補助的経 済活動を行う事業所	311	3111	自動車・同附属品製造業	3112	自動車製造業(二輪自動 車を含む)	3113	自動車部品・附属品製 造業	312	3121	鉄道車両製造業	3122	鉄道車両用部品製造業	3131	船舶製造業・修理業	3132	船舶用ソフトウェア製造業	3133	舟艇製造・修理業	3134	船用機関製造業				
314	3141	航空機・同附属品製造業	3142	航空機用原動機製造業	3149	その他の航空機部分品・ 補助装置製造業	315	3151	産業用運搬車両・同部分 品・同部品・附属品製 造業	3159	その他の産業用運搬車 両・同部分品・附属品製 造業	319	3191	自転車・同部分品製造業	3199	他に分類されない輸送用 機械器具製造業	32	3200	管理、補助的経済活動を行 う事業所(32 そ の他の製造業)	3209	その他の管理、補助的経 済活動を行う事業所	321	3211	貴金属・宝石製品製造業	3212	貴金属・宝石製装身具 (ジュエリー)製品製造 業	3219	その他の貴金属製品製造 業	322	3221	装身具・装飾品・ボタ ン・同関連品製造業(貴 金属・宝石製を除く)	3222	装身具・装飾品製造業 (貴金属・宝石製を除く)	3223	造花・装飾用羽毛製造業	3224	ボタン製造業	3229	針・ピン・ボタン・フ ック・同関連品製造業	323	3231	時計・同部分品製造業	3239	その他の装身具・装飾品 製造業						